

平成 20 年第 1 回土別市議会臨時会会議録

平成 20 年 1 月 25 日 (金)

午前 10 時 00 分 開会

午前 10 時 35 分 閉会

本日の会議事件

開会宣告

会議録署名議員の指名

諸般の報告

日程第 1 会期の決定について

日程第 2 議案第 1 号 平成 19 年度土別市一般会計補正予算 (第 6 号)

閉会宣告

出席議員 (20 名)

副議長	1 番	山 居 忠 彰 君	3 番	伊 藤 隆 雄 君
	4 番	井 上 久 嗣 君	5 番	丹 正 臣 君
	6 番	粥 川 章 君	7 番	小 池 浩 美 君
	8 番	柿 崎 由美子 君	9 番	平 野 洋 一 君
	10 番	足 利 光 治 君	12 番	岡 崎 治 夫 君
	13 番	谷 口 隆 徳 君	14 番	山 田 道 行 君
	15 番	田 宮 正 秋 君	16 番	斉 藤 昇 君
	17 番	池 田 亨 君	18 番	牧 野 勇 司 君
	19 番	菅 原 清一郎 君	20 番	中 村 稔 君
	21 番	神 田 壽 昭 君	議長	22 番 岡 田 久 俊 君

欠席議員 (1 名)

11 番 遠 山 昭 二 君

出席説明員

市 長 田 苅 子 進 君 副 市 長 相 山 慎 二 君

副 市 長 瀧 上 敬 司 君 総務部長(併)
選挙管理委員会
事務局 長 吉 田 博 行 君

市 民 部 長 安 川 登 志 男 君 保健福祉部長 宮 澤 勝 己 君

経 済 部 長 佐々木 幸 二 君 建設水道部長 遠 藤 惠 男 君

朝日総合支所長 城 守 正 廣 君 総務課長(併)
選挙管理委員会 石 川 誠 君
選挙課長

財 政 課 長 三 好 信 之 君

市立病院事務局長 藤 森 和 明 君

教育委員会 佐々木 正 雄 君 教育委員会 朝 日 保 君
委員長 教 育 長

教育委員会 佐々木 文 和 君
教育部長

農業委員会会長 平 進 君
職務代理者

監 査 委 員 三 原 紘 隆 君 監査委員事務局長 横 山 日出夫 君

事務局出席者

議会事務局長 辻 本 幸 慈 君 議会事務局 藤 田 功 君
総務課長

議会事務局 近 藤 康 弘 君 議会事務局 浅 利 知 充 君
総務課主幹 総務課主査

議会事務局 中 井 聖 子 君
総務課主事

(午前 10 時 00 分 開会)

議長(岡田久俊君) 平成 20 年第 1 回臨時会が招集されましたところ、ただいまの出席議員は 20 名であります。

定足数を超過しておりますので、議会は成立いたしました。

ただいまから開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

議長(岡田久俊君) 本臨時会の会議録署名議員には、21 番 神田壽昭議員、3 番 伊藤隆雄議員、4 番 井上久嗣議員を指名いたします。

議長(岡田久俊君) ここで事務局長から諸般の報告をいたします。

議会事務局長(辻本幸慈君) 御報告申し上げます。

はじめに、議員の欠席についてであります。11 番 遠山昭二議員から欠席の届け出があります。

次に、本日の議事日程及び諸報告につきましては、印刷の上、お手元に配付のとおりでありますので、朗読を省略いたします。

以上で報告を終わります。

(朗読を経ないが掲載する)

1. 市長から送付された議案は次のとおりである。

議案第 1 号 平成 19 年度士別市一般会計補正予算(第 6 号)

2. 意見書の処理結果は次のとおりである。

議決年月日	件名	提出年月日	提出先
19.12.14	灯油等石油製品の価格を引き下げのための緊急対策を求める意見書について	19.12.14	内閣総理大臣 財務大臣 経済産業大臣 資源エネルギー庁長官
"	地球温暖化防止に向けた森林づくり等の推進に関する意見書について	"	北海道知事
"	地方財政の強化・拡充及び財政健全化法の施行に当たっては地方自治原則の堅持を求める意見書について	"	内閣総理大臣 総務大臣 財務大臣
"	保険でよい歯科医療の実現を求める意見書について	"	内閣総理大臣 財務大臣 厚生労働大臣 衆議院議長 参議院議長

議決年月日	件名	提出年月日	提出先
19.12.14	米価暴落の緊急対策と品目横断対策の見直しを求める意見書について	19.12.14	内閣総理大臣 財務大臣 農林水産大臣
"	食品偽装事件の根絶を求める意見書について	"	内閣総理大臣 財務大臣 厚生労働大臣
"	最低保障年金制度の実現に関する意見書について	"	内閣総理大臣 財務大臣 厚生労働大臣
"	産地づくり交付金等の税制特例による一時所得扱いの継続を求める意見書について	"	内閣総理大臣 財務大臣 農林水産大臣 衆議院議長 参議院議長
"	2008年度国家予算編成における義務教育無償、義務教育費国庫負担制度の堅持と負担率2分の1復元等教育予算の拡充を求める意見書について	"	内閣総理大臣 財務大臣 総務大臣 文部科学大臣 衆議院議長 参議院議長
"	割賦販売法の抜本的改正に関する意見書について	"	内閣総理大臣 経済産業大臣 衆議院議長 参議院議長
"	アイヌ民族に関する総合的施策確立のための審議機関設置に関する意見書について	"	内閣総理大臣 内閣官房長官 衆議院議長 参議院議長
"	BSE全頭検査の実施に関する意見書について	"	内閣総理大臣 厚生労働大臣 農林水産大臣

3. 本会議に出席する者は次のとおりである。

市長	田 苅 子 進	副市長	相 山 慎 二
副市長	瀧 上 敬 司	総務部長(併) 選挙管理委員会 事務局長	吉 田 博 行
市民部長	安 川 登 志 男	保健福祉部長	宮 沢 勝 己
経済部長	佐 々 木 幸 二	建設水道部長	遠 藤 恵 男
朝日総合支所長	城 守 正 廣	市立病院事務局長	藤 森 和 明

企画振興室長	鈴木久典	市民部次長兼 環境生活課長	有馬芳孝
保健福祉部次長 兼福祉課長	西崎貞一	コスモス苑所長兼 コスモスデイサービス センター所長	稲澤要
経済部次長兼 農林振興課長	相山佳則	国営農地再編 推進室長	鈴木静男
建設水道部次長 兼建築課長	土岐浩二	朝日総合支所次長 兼経済建設課長	大内孝司
市立病院事務局 次長兼総務課長	谷口春三	会計室長兼 会計課長	川原正樹
総務課長(併) 選挙管理委員会 選挙課長	石川誠	財政課長	三好信之
市民課長	小山内弘司	税務課長	高橋哲司
介護保険課長	仁村光春	商工労働観光課長	織田勝
土木管理課長	上西康友	住民生活課長	深川雅宏
保健福祉課長	川村慶輔	教育委員会 委員長	佐々木正雄
教育委員会委員長 職務代理者	尾崎学	教育委員会 教育長	朝日保
教育委員会 教育部長	佐々木文和	教育委員会 教育部次長兼 学校教育課長	辻正信
教育委員会 教育部次長兼 図書館長	斉藤春茂	教育委員会 教育部次長兼 地域教育課長兼 朝日山村研修センター所長 兼朝日農業者 トレーニングセンター館長	林広志
教育委員会 つくも青少年の家 所長	石川宇多夫	農業委員会会長	松川英一

農業委員会会長 平 進 農業委員会 伊藤 暁
職務代理者 事務局 長

農業委員会 田中 敏宏 監査委員 三原 紘隆
総務課 長

監査委員事務局 長 横山 日出夫 選挙管理委員会 川越 一男
選挙課 長

4. 本会議の事務に従事する者は次のとおりである。

議会事務局 長 辻本 幸慈 議会事務局 藤田 功
総務課 長

議会事務局 近藤 康弘 議会事務局 浅利 知充
総務課 主幹 総務課 主査

議会事務局 中井 聖子
総務課 主事

以上報告する。

平成20年1月25日

士別市議会議長 岡田 久俊

議長（岡田久俊君） それではこれより議事に入ります。

日程第1、会期の決定についてを議題に供します。

お諮りいたします。本臨時会の会期は本日1日限りと決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（岡田久俊君） 御異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は本日1日限りと決定いたしました。

議長（岡田久俊君） 次に、日程第2、議案第1号 平成19年度士別市一般会計補正予算第6号を議題に供します。

提案者の説明を求めます。田苅子市長。

市長（田苅子 進君） （登壇） ただいま議題となりました議案第1号 平成19年度士別市一般会計補正予算第6号について、その概要を御説明申し上げます。

まず、一般会計の歳出予算についてであります。総務費では、個人所得税の確定申告において、公的認証された電子証明書付きの住民基本台帳カードを利用した場合19年分または20年分の所得税について、5,000円を限度とする税額控除が創設されましたことから、今後、住基カード取得者の増加が見込まれるために、1,000枚を追加作成をすることとし、この経費105万円を計上し、民生費では、灯油価格の高騰により低所得世帯に与える影響が大きいことを踏まえまして、

士別市社会福祉協議会が決定した平成 19 年度歳末助けあい慰問金支給対象の要保護世帯の 100 世帯を支給対象として、一世帯あたり 200 リットルの灯油を支給するとともに、今回は、従来にない高騰幅にあることを考慮し、新たに生活保護世帯についても対象とすることとして、在宅の 156 世帯について、一世帯あたり 80 リットルの灯油を支給するための経費を合わせて 324 万円を計上いたしました。

なお、士別灯油部会から寄贈をいただきました灯油 3,000 リットルにつきましては、支給対象世帯あたり 12 リットルになりますことから、これを上積みして支給することといたしております。

次に、労働費並びに商工費では、勤労者センターほか 3 施設の指定管理料について、燃料費の高騰により不足が生じる見込みにありますことから、それぞれ労働費で 20 万 4,000 円、商工費で 125 万 3,000 円を計上いたすとともに、土木費では、朝日上士別南一号線道路改良事業の起債予定額変更に伴う財源振替措置をし、教育費では、研修生の増加及び燃料費高騰に伴い、青少年の家管理費に 50 万円を追加計上いたしたところであります。

なお、これらに要する財源といたしましては、道支出金などの特定財源のほか、繰越金の一般財源をもって収支の均衡を図った次第であります。

次に、債務負担行為の追加につきましては、本庁車輛管理業務について、新たに平成 20 年度から民間委託を予定しているところでありますが、受託者における効率的な管理と安定的な雇用確保のため、2 年間の契約を締結するとともに、事前に契約し年度当初から円滑に業務を行うための措置をいたすとともに、総合福祉センターほか 3 施設につきましては、平成 18 年度から 20 年度までの 3 年間の指定管理業務を委託しているところでありますが、燃料費の高騰により当初積算をしていた単価と相当の乖離が生じ、限度額に不足が生じる見込みにありますことから、それぞれ所要の債務負担限度額の追加の措置を講じるほか、一般廃棄物収集業務及び塵芥収集業務につきましては、20 年度予算にかかる債務負担行為として、先の平成 19 年第 4 回定例会において議決をいただいておりますが、その後の燃料費の高騰により同様に限度額に不足が生じる見込みにありますことから所要の措置を講じるものであり、地方債の変更につきましては、朝日上士別南一号線道路改良事業にかかる合併特例債の起債予定額の変更に伴い、所要の措置を講じるものであります。

以上が今回の補正の概要であります。どうかよろしく御審議のほどをお願いいたします。

(降壇)

議長(岡田久俊君) 質疑に入ります。御発言ございませんか。

小池浩美議員。

7番(小池浩美君) 何点かお聞きしたいと思います。初めに、この住基カード作成 1,000 枚にかかわってお聞きしますけれども、2006 年の決算委員会の時にも、どれほど利用されているのかということで私はお聞きしております。その時は、これが実施された 2002 年から 2006 年まで、朝日町も含めて 54 枚だと、利用がね。そういうお答えだったかと思いますが、まず初めに、それ以降今日までどれほど増えたのか。結局いま、何枚ほどこれが利用されているのかというようなことをお聞きしたいと思います。

議長(岡田久俊君) 小山内市民課長。

市民課長(小山内弘司君) お答え申し上げます。住民基本台帳カードの発行枚数でございますけれども、今月の 1 月 24 日現在で 166 枚交付されております。その内、公的個人認証付きのカード

が 88 枚の交付でございます。以上です。

議長（岡田久俊君） 小池浩美議員。

7 番（小池浩美君） ということで 166 枚。やはり遅々としてこの利用は進んでいないということがはっきりしているのですが、今回利用の増加が考えられるということで 1,000 枚予算の補正をしていますけれども、市長の説明もありましたがもう少し詳しく。なぜこんな 1,000 枚も一気にここで補正するのかということ詳しく教えていただきたいと思います。

議長（岡田久俊君） 小山内市民課長。

市民課長（小山内弘司君） お答え申し上げます。まず住基カードにつきましては、15 年度から使えるようになりましたけれども、その中で実は電子証明付きカードというものの利用が平成 16 年からできるようになりました。特に、国税庁は納税者の利便性に伴いまして、先ほど言いましたように 16 年から国税電子申告納税システム、俗称 e - T a x でございますけれども、運用を開始いたしまして、特に平成 19 年税制改正によりまして電子証明書付きのカードを取得して行政手続きのオンライン化を促進する観点から、平成 19 年分または平成 20 年分いずれか 1 回だけ、電子証明書の特別控除が創設されたところでございます。これに伴いまして、特に 11 月には電子証明書付きカードが 8 枚、12 月には 23 枚、今月 1 月に入りましては 24 日までに 33 枚というように交付申請がのびてきているところでございます。そして、市の方の所得税の納税義務者というのがほしい 8,500 人見込まれておりますので、相当な数が申請されるものと予想いたしまして 1,000 枚というものを要求したところでございます。以上でございます。

議長（岡田久俊君） 小池浩美議員。

7 番（小池浩美君） それで、電子証明書での特別控除というのは、金額的に言えばどういう、これを使うとメリットがあるかも教えていただきたいと思います。

議長（岡田久俊君） 高橋税務課長。

税務課長（高橋哲司君） お答えします。今の御質問ありましたように、5,000 円の最高限度の控除がありますけれども、e - T a x を利用して自宅のパソコンからでも税務署の方に電子申告の開始届け出を提出いたしまして、利用者識別番号の取得が必要となりますが、インターネットを利用して申告ができるということになっております。また、さらにですね、申告会場においても e - T a x を創設いたしまして、市役所、朝日総合支所、商工会議所の方に設けまして、受けていただくような措置を講じております。以上です。

議長（岡田久俊君） 小池浩美議員。

7 番（小池浩美君） それで、今もうそろそろ申し込みが、申請者が増えてきているということですが、この 1,000 枚というのは多いのではないかなというふうに私は思うのですが、1,000 枚の設定根拠を教えてください。

議長（岡田久俊君） 安川市民部長。

市民部長（安川登志男君） お答えをいたします。この e - T a x にかかわる 5,000 円の税額控除の話が税務署の方からまいりました時に、現在あります住基カード、当時判断をする段階では 370 枚程度の残ということでございました。それで、先ほども申し上げましたように所得税の納税者がほぼ 8,500 名いらっしゃるという中で、確かに市役所の窓口に来て、住基カードの申請をして個人認証をして、さらに税務署に e - T a x の開始届を出すという。ちょっと作業的には若干煩雑な部分もあるので、すべての対象者が申告をするというふうにはとらえていない訳ですけど

も、19年分と20年分についてだけ、まったく医療費控除も何もなく全部年末調整も完全に済んでいた段階でも、ただ単に電子申告をただけで5,000円還付の申告ができるということなものですから。今お話ししましたように住基カードの部分の500円の交付手数料と個人認証の500円、1,000円負担をすれば5,000円返ってくるということですので、自宅でする場合にはICカードリーダーというものを2,000円なり3,500円で購入しなければなりませんから、1,000円プラスその部分の負担が生じるわけですけれども、申告会場に来た場合にはカードリーダーの購入の必要がないので、1,000円の負担だけで5,000円の還付が受けられるということでございます。

それで、この数の部分についてはどの程度かということで、それぞれ内部でかなり議論をしたわけでございますけれども、受けられるサービスが市のカードの部分の余裕がないために今年還付が受けられない人が生じるということは避けたいというようなこともございますし、一方では住基カードの作成の料金が500枚までの場合と500枚を超えて1,000枚までの場合と単価が1,000枚にすると2分の1で済むということもございまして、500なり1,000なりというところで悩んだわけでございますけれども、単価が安いところで1,000枚ということで、今後も継続して使えるということとあわせて、この電子申告による還付は19年、20年の2ヵ年でございますので、それらを見て一応1,000枚を作って19年度はそれに対応できるだろうと。もし、利用者数が多い場合には明年度またさらに検討をしたいということで、1,000枚という数に決定したということでございます。

議長（岡田久俊君） 小池浩美議員。

7番（小池浩美君） 次に、債務負担行為の本庁車輛管理業務についてお聞きしたいと思うのですが。

ここの車輛業務については新しい委託業務だと思いますけれども、それで詳しくお聞きしたいのですが、まず、なぜ委託しなければならなくなったのかと、あるいは委託しようと思ったのかというその根拠をひとつ教えてほしいことと、もう一つは、それでこの業務内容、どういうのを、まるごと全面委託なのか、業務内容も教えていただきたいと思います。そして、もう一つは、その委託によるメリット。当然メリットがなければ委託はしないと思いますけれども、財政面の効果というようなものも含めてですね、この3点をまとめてお聞きしたいと思います。

議長（岡田久俊君） 石川総務課長。

総務課長（石川 誠君） お答えいたします。まず今般の車輛管理業務の民間の活用ということでございますけれども、この民間の活用を行わせていただきたいということの背景でございます。現在、車輛管理の業務につきましては本庁に限りでございますけれども、職員3名と臨時職員1名の4人体制でこの業務に当たっているところでございます。そこで、新市におきまして行財政改革大綱並びに実施計画というものを策定をさせていただいたところでございますが、この中でも従来の手法による経費の削減や事務事業の見直しのみならず、行財政運営を根本から見直すというようなことでその改革に取り組むという考え方を策定をしたところでございます。従いまして、民間の実施が効率的・効果的に業務執行ができると判断をいたしましたものにつきましては、極力民間の方にまかせるというようなことを基本に、民間活力の活用を推進するといたしてるところでございます。そこで、この車輛管理業務の効率化を図るということを観点といたしまして、従来からなしてまいりました直営方式というのを見直しをさせていただきまして、本年4月1日から車輛管理業務の民間活力の活用の一環といたしまして民間委託に移行しようというような考え方でございます。

そこで、具体的に車輛管理の業務こういったものを民間活力の活用にするのかということでございますが、一つには運転業務がございます。これらにつきましては、例えば夏場の合宿選手の送迎の業務を中心といたしまして、学校行事や社会教育関係のプール・スキー事業等々、さらにはその他もろもろの送迎業務がございますが、こういった中身について運転業務を民間活力の活用ということで委託化を進めさせていただきたいという考え方でございます。さらには、特に58台という本庁管理の車輛台数がございます。こういった中で、現有の人員の中ではなかなか効率性が上がらないのではないかとというような判断もございましたので、そういった中身につきまして業務委託を進めさせていただきたいという考え方でございます。

最後に、この民間委託の効果についてのお尋ねでございますけれども、いくつか上げられるかと思えます。車輛管理業務の効率化ということが基本的な視点になろうかと思えますが、まず一つには、需要に応じた運転業務の交代要員の確保が可能になるのではないかとということで、業務の効率化が図られるものと考えてございます。2点目といたしまして、有資格者の整備士の配置ということも考えてございますので、これが車輛の点検整備の充実、それから安全性・信頼性の一層の確保が図られるのではなかろうかと考えてございます。さらに3点目といたしまして、運転業務の依頼というのは従前から予約制のような形で進めておりますけれども、合宿の送迎だとか学校行事の送迎業務、こういったものにつきましても柔軟できめ細かな対応が推進されて、一層のサービスの向上につながっていくのではなかろうかというふうに考えてございます。最後に、車輛管理の整備の関係でございますけれども、春・秋、その季節によりましてタイヤですとかワイパー等の交換業務、この作業時間の短縮化ということで迅速な対応が行われまして車輛使用時の安全運行の確保が一層強化されるのではなかろうかというふうに考えているところでございます。以上でございます。

議長（岡田久俊君） 小池浩美議員。

7番（小池浩美君） 財政的な面、数字的な面ではどうなのでしょう。現行の人員でやっていくということと、それから民間委託にした場合と、ざっとでいいですがどんなふうに考えているのかお聞かせください。

議長（岡田久俊君） 石川総務課長。

総務課長（石川 誠君） 失礼しました。委託の部分で財政的なことということでございますが、業務委託を考えておりますのはただいま申し上げました内容でございます。特に車輛等の点検の部分で、車検に出すですとか燃料代ということで現状におきましては、それぞれ市内の業者の方にローリングといいますか回してございます。これにつきましては従前の通り直営方式でガソリンスタンドも回します。それから、車の修理等も従前のとおり行っていきたいと考えておりますので、そうしたときに人件費の部分ということで考えますと平年ペース対比としては約500万円ほどの削減が見込まれるのではなかろうかというふうに考えているところでございます。以上でございます。

議長（岡田久俊君） 小池浩美議員。

7番（小池浩美君） 次に、指定管理料についてお聞きしたいと思います。いろいろな施設の指定管理料が今回石油が上がったということで補正が出てきております。それで、ちょっとお聞きしておきたいのは、指定管理者との協定というのを結んでいると思うんですけれども、その協定では管理者が管理運営の計画、収支の計画の中でやりくりをしてやっていくということで、その

予算内でなんとかやっていくというふうなことになっていると思うんですが、仮に、例えばぷらっとなんかがお風呂に入るお客さんが激減してですね、すごい赤字になったと。こういうふうになったとしてもそれはその指定管理者の裁量でなんとかやりくりしてやってもらうことになる、というふうなのがこの指定管理者制度だと私は考えているんですけども、今回このように補正が組まれておりますが、まず一つは、指定管理料設定の基本的な考え方というのをちょっと教えていただきたいということと、今回のようなのは特別なケースなのかと。あるいは、事と次第によればこれからもどんどんこういうふうには補正が組まれるのか。そこら辺の所をお聞かせください。

議長（岡田久俊君） 織田商工労働観光課長。

商工労働観光課長（織田 勝君） まず指定管理料の算出といいますか、設定の考え方でありませうけれども。まずサイクリングターミナル、それからめん羊館、ぷらっと、勤労者センターについては、この設定の方法としては、まず利用料収入があるわけですが、これが管理運営費を例年下回っているというようなことから、収入と支出の過去の一定期間の実績を見て勘案をして、そして支出からこの収入を差し引くという形で、この場合は指定管理料として設定をしていると。まずそういう考え方しております。それから、羊と雲の丘体験学習施設、レストラン羊飼いの家でありませうけれども、ここは完全に管理料を線引きするといいますか、区分することは一部難しい部分があるのですけれども、基本的にはレストランの売上額だとか経費としての仕入れ原価、人件費と什器類といったものについては、この管理料を算出する際の基礎数値からは除いております、基本的に羊と雲の丘一帯の草刈りでありますとか清掃とかそういった環境整備、あるいは警備委託料、それから光熱費もありますエレベーターだとかそういった設備の点検といった市が直営で行ってもかかる経費ということについて、考え方としては指定管理料というふうにして設定をいたしているというものでございます。

議長（岡田久俊君） 三好財政課長。

財政課長（三好信之君） それと、私の方から、例えば管理料が不足するとこれからもこういうことがあるのかということに関してお答えいたしますけれども、この管理料の不足というのはさまざまなケースが想定されると思いますので、その都度ある程度判断しなければならない部分はあると思います。ただ、この基本協定の中では管理運営上市の方が負担をするのか、あるいは指定管理者の方が負担するのかということが一応基本的に定められております。それで、例えば運営費の上昇、それについては市の方で負担をしますよと。後、人件費とか物品、それらの変動については指定管理者の方が負担します。後は、施設の老朽化などについては市の方が負担すると、そういうふうには各項目で定められております。例えば、ターミナルの賄い材料、そういったものが物価の変動で、例えばキャベツが高くなったとかの動きであれば、例えば管理者の方で食材を変えるとかそういったような努力である程度のさばきができるのかなと思いますけれども、今回のように光熱水費そのものが大幅に上がった。これは市の方の積算と、当時平成 17 年度に積算しております、その時の灯油が 64 円が今 94 円と 36%ほど大きく上がってしまうということで、運営費そのもの見積もりが当時と大きく変わったというようなことで今回は市の方も委託料を追加しなければならないというような判断をいたしたところであります。指定管理者制度全体に言えることですが、国の方の法施行がされましてまだ日が浅いということでもありまして、全国的にもさまざまな課題といったものがいろいろあらわれております。本市の場合も今後も指

定管理者の方とも相談して不都合があればそういったことを基本協定の中では見直していくというような検討もしなければならぬと考えておりますし、またこの債務負担行為の追加で出させていただいたのは、概ね3年間の契約をしているというものがほとんどです。それで、3年契約をしていると今回のような物価の高騰の際に追加をしなければならないということも考えられますので、そういった部分の必要であれば見直しも検討しなければならないかなというふうに考えております。それと、前段お尋ねのありましたぷらっとの関係ですけれども、ぷらっとにつきましても今回の債務負担の方には出ておりませんが、ぷらっとの方はもともと利用者の方の変動、あるいは施設そのものがほとんどお風呂をたくというようなことから燃料費の増加等がもしあれば、見直さなければならないということで、1年契約としておりますので債務負担の方には出ておりませんが、予算の方の商工費の方で今回灯油代の9万9,000円と毎年毎年予算を組んでますので値上がり幅というのは19年の当初からの分になりますので割と幅は少なかったわけですが、やはりそれはこちらの方で負担をするというような判断をして追加をさせていただいているというようなことになります。以上です。

議長（岡田久俊君） 小池浩美議員。

7番（小池浩美君） 最後の質問ですけれども、福祉灯油について、ひとつお聞きしておきたいと思っております。福祉灯油については、私ども議会でも、それから市長へは要望書なり申出書なりお渡ししているいろいろとお願いしてきておりますけれども、1番のポイントは支給対象者の落ちこぼしがないように、ぜひとも公平を期してこれを実施してほしいということを強く求めてきております。それで、今回の補正は生活保護世帯も対象としておりまして、これは今までよりも一歩進んだものであり、私どもは嬉しく思っております。が、対象者の枠というのは前回と同様な枠で何ら変わらずやっております。これは何度も申し上げているように、公平性の面で市民から不満が出ないのかどうかということ、やはり一抹の不安が残るわけですが、今回のこういう福祉灯油実施に至ったお考えを再度お聞かせ願いたいと思っております。

議長（岡田久俊君） 西崎保健福祉部次長。

保健福祉部次長（西崎貞一君） お答えをいたします。福祉灯油につきましては、これまでその支給につきましては、社会福祉協議会が実施をしております歳末助け合い慰問金支給対象者の要保護世帯に対して実施をしてきたところでございます。仮に、市民税非課税世帯の高齢者あるいは障害者等の世帯を対象を拡大して実施するとしますと、対象者につきましてはおおよそ約2,000世帯になりまして、一世帯5,000円といたしましても1,000万円の金額になるわけでありまして、道の補助金を除きまして特別交付税2分の1の措置があるといたしましても、470万円の一般財源が必要となってまいります。また、平成20年度以降におきましても灯油価格がどのように推移するかということが予想ができませんが、特別交付税の措置が継続されるのかどうかということもありますし、さらには現在のように高値が付いた場合本当に困っている低所得者世帯の支援も一過性のものではなくてその時々状況に応じて考えていかなければなりませんことから、今回につきましては特別交付税の措置なども考慮いたしまして、これまでの要保護世帯に加えまして新たに生活保護世帯も対象に実施することとしたところであります。

議長（岡田久俊君） 他に御発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（岡田久俊君） それでは、これより採決に入ります。

本案については、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(岡田久俊君) 御異議なしと認めます。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

議長(岡田久俊君) 以上で、本臨時会に付議されました案件の審議は全部終了いたしました。

平成20年第1回臨時会は、これをもって閉会いたします。

御苦勞様でした。

(午前10時35分 閉会)